

社団法人東京都ペストコントロール協会定款

(昭和59年4月20日設立)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人東京都ペストコントロール協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区鍛冶町2丁目9番8号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、東京都における衛生的環境の保持増進をはかるため、ねずみ・害虫などの有害生物の防除及び感染症の防疫に関する調査研究、普及、啓発並びに防疫活動を行うとともに、防除業及び防疫活動に従事する者の倫理の高揚と技術の向上をはかり、もって都民の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ねずみ・害虫など有害生物の防除及び感染症の防疫に関する調査研究
- (2) ねずみ・害虫など有害生物の防除及び感染症の防疫に関する知識の普及と啓発
- (3) ねずみ・害虫など有害生物の防除及び感染症の防疫に関する技術の研修
- (4) ねずみ・害虫など有害生物の防除活動及び感染症に対する防疫活動
- (5) 機関誌発行事業
- (6) その他この法人の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の三種とする。

- (1) 正会員 東京都でねずみ・害虫など有害生物の防除を業とする事業者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 この法人に功労があった者で総会において推薦されたもの
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で理事会において推薦されたもの

(入会)

第6条 会員及び賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 前条の承認を得た者は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、書面でその旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき、又は解散したとき

(2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき

(除名)

第9条 会員に次の各号のいずれかの行為があったときは、総会において出席正会員の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

ただし、総会は決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款に違反したとき

(2) この法人の名誉をき損し、または秩序を乱したとき

(抛出金品の不返還)

第10条 会員がすでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

(異動の届出)

第11条 会員は、所在地、名称変更及び代表者が異動したときは、ただちに届出なければならない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 3人

(3) 専務理事 1人

(4) 理事 10人以上15人以内(会長、副会長及び専務理事を含む。)

(5) 監事 2人

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長は、理事の互選による。

3 副会長及び専務理事は、理事のうちから理事会の決議により会長が委嘱する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず他の現任する役員と同時に満了する。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、予め定められた順序により、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(費用弁償)

第16条 役員は、常時勤務する場合に限り有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(役員解任)

第17条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第4章 会 議

(会議の種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の二種とする。

2 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第19条 総会は、この法人の最高の意志決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他、この法人の運営に関する重要な事項
2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(会議の開催)

第21条 定期総会は、毎年12月及び年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき
- (3) 監事が、民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事の4分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき
(会議の招集)

第22条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求のあった日から20日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求のあった日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(会議の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のなかから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第24条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否の同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

(会議における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(監事の意見表明)

第27条 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(会議の議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員又は理事の現在数

(3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のなかからその会議において選出された署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 財産及び会計

(財産の構成)

第29条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会計年度内における次に掲げる収入

イ 会費

ロ 寄付金品

ハ 事業に伴う収入

ニ 資産から生ずる収入

ホ その他の収入

(財産の管理)

第30条 財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第31条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第32条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は年度終了後2か月以内に収支計算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

第6章 名誉会長及び顧問

(名誉会長)

第35条 この法人の運営について必要がある場合は、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、この法人の運営に功績があった者の中から、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 名誉会長は、この法人の運営について会長の諮問に応じて助言を行う。

(顧問)

第36条 この法人の事業運営について必要がある場合は、顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問はこの法人の事業運営について会長の諮問に応じて助言を行う。

(任期)

第37条 名誉会長及び顧問の任期は役員任期を準用する。

第7章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員若干名を置く。

(職員の任命)

第39条 職員の任免は、会長が行う。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得て、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第41条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散後の残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

第42条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず昭和60年12月31日までとする。

2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第20条第1項第1号及び第2項並びに第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第34条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和59年12月31日までにする。

附 則

1 この定款は、東京都知事の認可のあった日（昭和61年4月3日）から施

行する。

附 則

- 1 この定款は、東京都知事の認可のあった日（昭和61年12月26日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、東京都知事の認可のあった日（平成11年4月8日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、東京都知事の認可のあった日（平成20年1月29日）から施行する。